

答申の概要

今期は、旅客自動車関係 1 件（1 事案）、航空関係 1 件（1 事案）及び運輸安全関係 1 件（1 事案）の合計 3 件（3 事案）について、国土交通大臣からの諮問に対して答申をした。その概要は次のとおりである。

1 新潟交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案

申請者である新潟交通株式会社は、新潟県新潟市を主な営業エリアとしているが、輸送需要の減少により、平成 9 年 1 1 月 1 日から実施している現行運賃では、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、収支の改善を図ろうとして、一般乗合の上限運賃の変更（市内均一制運賃 1 8 0 円を 2 0 0 円に、対キロ区間制運賃の基準賃率 3 4 円 8 0 銭（初乗 1 5 0 円）を 3 6 円 2 0 銭（初乗 1 6 0 円）に改定する等）の認可申請に及んだものである。

国土交通大臣から平成 1 8 年 1 0 月 2 6 日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、同年 1 1 月 1 6 日に申請どおり認可することが適当である旨の答申をした。

2 ギャラクシーエアラインズ株式会社からの混雑飛行場（東京国際空港）運航許可申請事案

申請者であるギャラクシーエアラインズ株式会社は、東京（東京国際空港）～那覇（那覇空港）及び東京（東京国際空港）～新北九州（新北九州空港）の間で貨物の運送を目的とし、早朝深夜時間帯を利用して各路線 1 週間 6 往復の運航をしようとして本件申請に及んだものである。

国土交通大臣から平成 1 8 年 9 月 1 9 日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、申請者の運航計画に定める発着が東京国際空港の発着調整基準に合致するものと認められる等、運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであると認められること、また、当該路線の運航は、早朝深夜時間帯を有効に利用するものであり、より一層の多頻度運航と競争の促進を図り、利用者利便の向上に資するものであること等、当該混雑飛行場を適切かつ合理的に使用するものであると認められることから、同年 1 0 月 1 0 日に東京国際空港を使用して運航を行うことについては許可することが適当である旨の答申をした。

3 安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の策定事案

「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（運輸安全一括法）」（平成18年3月に成立）に基づき、一定の運輸事業者には作成が義務付けられている安全管理規程の記載事項のうち、その基本となる「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針」の実施状況等を確認するために、国土交通大臣が行う報告徴収又は立入検査の実施に際しての基本的な方針を定めることについて、同年6月22日付けで国土交通大臣から諮問を受けた。

当審議会は本事案の審議に当たり、専門委員の参加を得て「運輸安全確保部会」を設け、検討を行い、また、参考人意見聴取会、公聴会を開催し、審議した結果、同年8月3日に「諮問書の別紙案（原案）のとおり定めることが適当である」旨の答申を行うとともに、事故関連情報の共有化と相互利活用が図れるシステム構築への環境整備推進など5項目からなる「要望事項」を国土交通大臣に提出した。